

本間重紀著

## 『暴走する資本主義』

規制緩和の行方と対抗戦略』

評者：小関 隆志

### 1 規制緩和批判

日本社会のさまざまな分野に規制緩和の波が押し寄せている。1980年代以降支配的となった新自由主義、新保守主義の流れに位置する規制緩和政策は、1993年12月の「経済改革研究会」最終報告において体系化され、1995年4月には政府の「規制緩和推進三ヵ年計画」が策定され、現在政策が進められている。この時期と前後して、労働組合や消費者団体、社会福祉団体、研究者などから規制緩和政策に対する批判や疑問が高まっている。

本書はこうした背景の下に著された、規制緩和批判の書である。規制緩和批判論者としては内橋克人や戸木田嘉久などが挙げられるが、著者は経済法、独禁法、商法の専門家で、法学の観点から規制緩和政策の問題点を明らかにしており、規制緩和政策への批判として優れた著作であると思われる。

### 2 本書の内容

本書は以下の構成となっている。

1章 猛威をふるう「規制緩和ファシズム」  
社会法の解体

2章 規制緩和と大店法 消える地元商店街

3章 規制緩和と国民生活 あらゆる分

野に及びはじめた規制緩和

4章 規制緩和と独占禁止法 独禁法の強化か緩和か

5章 規制緩和と日本の再編 市民主義的福祉国家のための対抗戦略

終章 幻想としての規制緩和

1章は規制緩和政策を批判する基本的な視点を明らかにしている。即ち、著者によれば規制緩和はアメリカなどの外圧と日本の財界主導によるもので、市場競争万能論を旨としている。規制緩和論は完全競争を想定しているが実際には独占・寡占状態で、大企業の市場新規参入は競争阻害的に働き、結果として中小零細企業を駆逐する。また大企業と中小企業の二重構造により、市場競争のデメリットは中小企業や労働者に転嫁される、という。

また規制緩和は、競争促進による消費者利益を建て前としているが、消費者利益になるよりもむしろ、安全性、価格（独占価格）、生活環境、公共性の面で消費者の権利後退をもたらす。法的な観点から見れば、規制緩和とは社会的規制（労働法、社会保障法、独禁法など）や「市民法の修正」（借地借家法、消費者法など）といった20世紀の現代法が全面的に後退し、19世紀の市民法が復古することを意味する。これに対し著者は、公共性に基づく社会的規制を緩和ではなくむしろ強化すべきであり、公共性によって正当化される場合には反競争的規制（例えば中小企業保護）も許容される、と主張する。

2章は大店法緩和をめぐる議論である。著者によればアメリカからの国際通商の自由化圧力を背景として、大店法（大規模小売店舗法）緩和により大型店出店が激増し、地元商店街に危機的状況が生まれている。百貨店やスーパーは資本力で圧倒し、健全な競争を阻害するだけでなく、過剰消費や生活様式の画一化といった「企業的消費者文化」をもたらすが、中小小売

店は公正かつ自由な競争と適格的であり、また「個性化・人間性」をその本質としているから「消費者と中小店とは、真の消費者利益をめぐる、共同可能な相互関係にある」。著者の理想とする消費者像は「商品情報に操作される『買い物人間』としてではなく、商品社会の弊害を批判し、生活者としての消費文化の創造を可能とする真の選択の自由を獲得し、地域産業としての中小小売店と連帯してまちづくりを進め、「豊かで個性的な消費文化を発展させる」ような消費者である。大型店と中小小売店との競争条件には資本力の上で不均等・不平等があることから政府の参入規制は不可欠であり、大型店への社会的規制を強化し、中小小売業者に「生業権」を認めるべきだと著者は主張する。

3章は各論として、労働法の改悪、司法改革、著作物再販を取り上げている。労働法の改悪については、具体的には労働者派遣事業・職業紹介事業のネガティブリスト化、労働時間規制の緩和、女子保護規定の撤廃、労働契約期間の延長を取り上げている。また、司法改革については、司法分野（特に弁護士）に規制緩和を持ち込むべしとの財界の提言に対して、弁護士のもつ公共性は市場競争になじまないと著者は批判する。さらに著作物再販については、再販撤廃論は著作物に市場競争を導入しようとするが、思想の多元性を保障することは民主主義にとって決定的に重要であり、準公共的サービスの性格を持つことから市場での多数決原理は通用しないと著者は批判している。

4章は独占禁止法に焦点を当てている。著者によれば独占禁止法の競争論には「市場メカニズム論的アプローチ」と「寡占論的アプローチ」があるが、「市場メカニズム論的アプローチ」は市場の自動調整メカニズムを信頼し、独禁法的な規制を否定して自由放任を旨とするのに対して、「寡占論的アプローチ」は寡占的市場構

造に対する規制（特に企業分割）を強調するラディカルな思想である。日本の独禁法は高度経済成長期には実質上無機能化させられていたが、石油危機後に寡占体制への批判が強まり、1977年に「寡占論的アプローチ」に転換して独禁法が改正された。近年ではアメリカの要求で独禁法が強化された。著者は、独禁法強化がなお不十分であると批判しながらも、独禁法強化の傾向は評価している。また持株会社解禁については、持株会社の存在自体が反独禁法的であるとした上で、独禁法旧9条の今日的意義はいよいよ大きいのであり、1997年に改悪された独禁法9条は現実には殆ど機能し得ないと指摘している。

5章は規制緩和政策への対抗戦略を展望している。著者によれば、規制緩和政策が拠って立つ「新自由主義的・新保守主義的な社会・国家戦略」は「軍事的帝国主義、対外的対内的に強大な中央集権国家」という「国家戦略総体」の一翼をなし、軍事国家の強化や危機管理システムの集権的強権化などの部分は規制緩和の聖域となっている反面、「憲法的公共的な生活国家」の部分は規制緩和によって縮小させられている。こうした政策への対抗戦略を立てる基本的視点として著者は「現代的自由の複数性」概念を提示する。即ち一方には新自由主義的な意味での企業の自由があり、もう一方には「企業＝法人とは明確に区別された自然人、即ち今日的条件でいえば、労働を基礎とする市民、勤労市民あるいは独立市民など」を主体とした、公正・平等・生存などの諸原則と共存的な自由がある。政府規制に関してはこの後者の市民的自由の観点から、公正・平等・生存・市民的自由を守るための社会的規制を強化し、政府規制の企業保護的・反人権的性格は改める必要があるという。ただしこれは福祉国家への回帰論ではなく、著者はポスト新自由主義、ポスト福祉国

家論として「友愛原理」に基づく「市民主義的福祉社会」を提唱し、具体的には「持続可能な社会」「協同原則」「NPO, NGO」を挙げ

る。終章は各章のまとめを述べ、最後に「大店法をめぐる消費者と中小商店の『反目』にみられるような、規制緩和による市民間分断のための『エゴ』攻撃を克服して、勤労市民が連帯してこれに対抗すべきであると強く呼び掛け」ている。

### 3 本書の提起する論点

本書の内容は以上のように、大店法や独禁法に焦点を当てながら規制緩和論一般や労働・司法・著作物再販などの各論、さらには規制緩和への対抗戦略を大胆に提言している点で、著者の幅広い目配りが感じられる。労働問題や流通業、運輸業、社会福祉、消費者問題、著作物再販など、個別の分野ではそれぞれ、規制緩和政策への批判書が多く出されているが、本書のように規制緩和問題全体を見通した批判書はあまり多くない。この点で著者の議論は、内橋克人の規制緩和批判と極めて似ている（内橋克人ほか『規制緩和という悪夢』文藝春秋、1995年。内橋克人ほか『規制緩和 何をもたらすか』岩波ブックレット、1998年）。

著者は規制緩和の問題を、寡占競争下における古典的市民法の復古、社会法の解体として原理的に把握し、勤労市民の視点から「市民主義的福祉社会」を展望した。著者の基本的な立場には評者も同感であるが、「市民主義的福祉社会」の具体的な議論にはなお慎重な検討が求められると思われる。

第一は、協同組合やNPO等の位置付けである。「協同原則は、互酬ないし友愛の原理と、おそらくは結びついている」という指摘は正しいにしても、「協同組合は、いわば友愛原理を担い、現代市民社会に浸透せしめ、その課題を

実現するための有力な主体的組織のひとつであるということができよう」（269ページ）と簡単に断言できるのか。原則はともかく、現実態としての協同組合は市場経済の中で事業を営んでおり、資本の論理から免れ得ないため、協同原則と資本の論理との深刻な矛盾を内包しているのである。また、社会福祉の領域においては一部で協同組合やNPO、ボランティアが、官僚化した福祉国家に代わる担い手としての役割を期待されているが、国家責任を曖昧にして協同組合やボランティアなどの役割を一面的に評価することには危険が伴う。著者も275ページの注31でこの点に言及してはいるが、「友愛原理」と国家責任との関係を原理的に究明する必要がある。

第二は、勤労市民の連帯という問題である。ここ数年の規制緩和に対する批判・疑問の高まりに対して、規制緩和推進派の中には危機感を顕にする者が出てきた。例えば、行政改革委員会規制緩和小委員会の委員を務めた三輪芳朗は『規制緩和は悪夢ですか』（東洋経済新報社、1997年）を著し、規制緩和批判への反批判を試みている。三輪の主張自体には説得力が殆ど感じられないが、むしろ留意すべきことは、三輪をはじめ規制緩和推進論者の論法が「既得権益を守ろうとする業界や官僚組織」を「エゴ」と攻撃し、それと消費者利益との対立を煽っていることである。しかし、この論法で結局のところ、消費者が対立させられているのは業界や官僚組織で働く労働者であり、労働者は価格破壊や行政改革によって、リストラ「合理化」や賃金破壊の痛みを強いられることになる。消費者と労働者はコインの裏表の関係にあるのだ。

労働組合運動では労基法改悪反対運動が高まっているが、いったん消費者の立場になれば行政改革や価格破壊を支持するという「思考の分裂」があると内橋克人は指摘し、「労働・雇用

面だけで規制緩和に反対しても、運動がインテグリティをもたなければ最終的に押し潰されてしまう」と警告して「自覚的消費者」の形成を説いた。また著者は「規制緩和による市民間分断のためのエゴ攻撃を克服して、勤労市民が連帯して対抗すべきである」と主張し、めざすべき社会原理として「友愛原理」を掲げた。だが、どうすれば運動にインテグリティを持たせ、市民間分断の「エゴ」攻撃を克服し、規制緩和に對抗していけるのか。この点の解明が残された

大きな課題である。労働者と消費者・住民の連帯を考察する一つのヒントとして、社会的有用労働をめざす労働組合の研究集会活動などの経験に着目する必要があるのではないかと考えられる。

(本間重紀著『暴走する資本主義 規制緩和の行方と対抗戦略』花伝社、1998年5月、306頁、定価2,500円+税)

(こせき・たかし 一橋大学大学院社会学研究科博士課程、法政大学大原社会問題研究所兼任研究員)

**法政大学大原社会問題研究所叢書** ◎好評発売中◎

**現代の韓国労使関係**

◎日・韓の工業化・近代化の時期と速度の違いを踏えた比較研究

法政大学大原社会問題研究所編 A5判 三六〇頁・六二〇〇円

企業別から産業別組合形成をめざす韓国労使関係を「民主労総」等の調査を踏えた法改正・労働市場・産業構造等多面的に分析

韓国労使関係の歴史的展開と現状の基本課題……萩原進

農村―都市間労働力移動の基本課題……祖父江利衛

韓国の「都市下層」と労働市場……横田伸子

転換期における韓国の人的資源管理制度……鄭在勲／川口智彦訳

大手自動車における日本の生産システムの導入と作業組織……公文溥

韓国の重工業大工場における人事制度改革……金鎔基

韓国民主労総の結成・合法化と金属産業の労働者組織の共同闘争・共同交渉の機能……相田利雄

労働法制の過去と現在……三浦照敏

韓国の労使関係改革と労使の対応……小林謙一・川口智彦

個別的労使関係の日韓比較……嶺学

日韓労使関係の比較史的検討……二村一夫

**社会運動と出版文化**

◎「社会史」の方法から見た社会運動史

梅田俊英著 A5判 三六〇頁・五〇〇〇円

近代日本における知的共同体の形成

大正デモクラシー期における社会運動と出版文化の歴史を手書きメモ、日記、手紙、予審調書など新しい史料で再構成。出版検閲体制と社会運動出版「地域社会運動と地域ジャーナリズム」東大新人会OBと出版文化「プロレタリア科学研究所の出版活動」など

◎革新政治と労働組合運動の今日的課題を提示

政党政治と労働組合運動

五十嵐仁著 A5判 四六〇頁・六〇〇〇円

戦後日本の到達点と二十一世紀への課題

九二年の日本新党の結成以降絶え間なく続いている政界再編。また労働組合ナショナルセンターの再編など戦後日本における政治の変遷と労働組合とのかかわりに焦点をあて分析。革新政治の課題と労働組合運動の今日的課題を提示する。

御茶の水書房

東京都文京区本郷5-30-20 ▶価格は税別◀  
 〒113-0033 電話03(5684)0751/FAX03(5684) 0753

63